**１　研究目的及び研究方法**

様式Ｓ－４１－２ 研究計画調書（添付ファイル項目）

|  |
| --- |
| **本研究種目は審査区分表の「中区分」で審査される。記述に当たっては広い分野構成で多角的視点から審査が行われることに注意すること。**   1. 本研究の目的 2. その研究目的を達成するための研究方法（研究体制（「研究組織」にある研究者及び研究協力者のそれぞれの役割）を含む） 3. 本研究を実施するために使用する研究施設・設備・研究資料等、現在の研究環境の状況（研究期間の途中で異動や退職等により研究環境が大きく変わる場合は、研究実施場所の確保や研究実施方法等）   について、３頁以内で焦点を絞って具体的かつ明確に記述すること。 |

**研究計画調書作成に当たって留意すること**

**○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○**

**留意事項①：**

1. *本研究種目は、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる潜在性を有する挑戦的研究を募集するものである。応募に当たっては自身の研究計画がその趣旨に沿ったものであるかを十分に確認すること。*
2. *挑戦的研究（開拓）は審査区分表の中区分により、広い分野の委員構成で多角的視点から審査が行われることに留意の上、研究計画調書を作成すること。*
3. *挑戦的研究（開拓）では、様式Ｓ－４１－１（「研究計画調書の概要」欄）に研究計画調書（Web入力項目）の前半部分を加えた「研究計画調書（概要版）」のみによる事前の選考を行う（応募件数が少ない審査区分では、事前の選考は行わない）。*
4. *書面審査及び合議審査では、様式Ｓ－４１－１（「研究計画調書の概要」欄）は参照できないため、様式Ｓ－４１－１（「研究計画調書の概要」欄）と本様式は独立に作成する必要がある。例えば、様式Ｓ－４１－１（「研究計画調書の概要」欄）に載せた図を本様式で引用することはできないため、必要な図はそれぞれに記載すること。*

**留意事項②：**

1. *作成に当たっては、研究計画調書作成・記入要領を必ず確認すること。*
2. *本文は11ポイント以上の大きさの文字等を使用すること。*
3. *各頁の上部のタイトルと指示書きは動かさないこと。*
4. *指示書きで定められた頁数は超えないこと。なお、空白の頁が生じても削除しないこと。*

**○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○**

**２　挑戦的研究としての意義（本研究種目に応募する理由）**

|  |
| --- |
| **本研究種目は、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させる潜在性を有する挑戦的研究を募集するものである。**   1. これまでの研究活動を踏まえ、この研究構想に至った背景と経緯 2. 学術の現状を踏まえ、本研究構想が挑戦的研究としてどのような意義を有するか   について１頁以内で記述すること。 |

**３　応募者の研究遂行能力**

|  |
| --- |
| 応募者の研究遂行能力を示すため、これまでの研究活動の具体的な内容等について１頁以内で記述すること。必要に応じて今回の研究構想に直接関係しないものを含めてもよい。また、研究計画に関連した国際的な取組（国際共同研究の実施歴や海外機関での研究歴等）がある場合には必要に応じてその内容を含めることとし、研究活動を中断していた期間がある場合にはその説明などを含めてもよい。 |

**○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○**

**※留意事項：**

1. *本欄は、研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）の詳細を網羅的に記載することを求めるものではない。必要に応じて論文等を挙げる場合には、例えば論文であれば、論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）といった当該論文が同定できる情報を記入すること。*

**○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○**

**４**　**人権の保護及び法令等の遵守への対応（公募要領参照）**

|  |
| --- |
| 本研究を遂行するに当たって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続が必要な研究が含まれている場合、講じる対策と措置を、１頁以内で記述すること。  個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む）、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続が必要となる調査・研究・実験などが対象となる。  該当しない場合には、その旨記述すること。 |